

「雑草魂」 第 3 9 号

2020.12.10(木) 編集責任者：橋山 直記

12月10日は世界人権デー

1948年12月10日、第3回国連総会で、すべての人民とすべての国が達成すべき人権の共通基準として、世界人権宣言が採択されました。第二次世界大戦中の著しい人権侵害に対する反省と、自由実現を戦争目的に掲げた連合国側勝利の結果、戦後の国際社会の組織化を意図した国際連合の目的、任務の中にも基本的人権の尊重が定められました。日本ではこの宣言の精神を生かすために毎年、12月4日から10日までを人権週間として、人権啓発に取り組んでいます。

世界人権宣言



第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

すこし、難しい表現もありますが、簡単にいうと、

第1条 ひとみな自由です。自由に考え、自由にかんじていい。

第2条 ひとみな、それぞれちがうけど、みんな自由だということ、そして平等だということ、これが基本です。

といった感じの内容が第30条までありますので、冬休みにでも、一度調べてみてください。

中学校での人権学習

中学校では、年に3回合計9回の人権学習があります。中学校では、心や体、社会性が成長していくことになりますが、心と社会性については、学習していかないと成長しません。中学校での人権学習では、「生きていく力」を身につけてほしいという思いをこめて学習してきました。次回、第8回の人権学習の生徒の感想を紹介します。